

おわりに

2009年に刊行された『教育と保育のための発達診断』は23刷を数え、この本をテキストとする「教育と保育のための発達診断セミナー」（特定非営利活動法人・発達保障研究センター主催）は、全国17カ所、4000人近い参加を得てきました。「はじめに」で述べたように、この度、旧版を改めて二分冊化し、上巻の副題を「発達診断の基礎理論」として刊行することになりました。

旧著でも「序章」であった第Ⅰ部「子ども・障害のある人たちの権利と発達保障」は、まずお読みいただきたいテーマと内容です。子ども期の固有の価値と子どもの権利、学習・教育権、そして発達への権利が国際的合意となってきた歴史において、人権保障のたたかいと発達の探究が結びあい、大きな役割を果たしたことをご理解いただけるでしょう。この章で取り上げられた糸賀一雄は、1946年に開設した近江学園の黎明期に、次の言葉を残しています。

「個人も社会も、その行くべき高き価値のめあてを指して、時に消長はあっても、常に現実を踏台として^{しかも}現実に反逆しながら、全体として向上して行くと見る『発達』の概念に私は敬意をおしまない。それは極めて健康なリンゴの様な頬をした若々しさにみちた思想である。此の場合、個人は十八世紀の頃に述べられたような抽象的な孤立した個人ではなく、社会にまもられながら社会の成員としてこれに奉仕しつつ、而も社会の発達を促す推進力であることによって自己も亦発達する^{また}よう、そういう具体的な個人を指していることはいうまでもない」（『南郷』1951年4月、『糸賀一雄著作集Ⅰ』日本放送出版協会、1982年、109ページ）。

この文が公にされた1951年は、敗戦から6年、近江学園の設立から4年半の時点であり、朝鮮戦争と東西冷戦激化のさなかにありました。糸賀が「発達」